

○当座勘定規定（一般当座用）の改定（2025年4月1日以降）

現行	変更後
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>現行なし</p> <p>第8条（手形、小切手用紙） 省略</p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。</p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条（支払の選択）</p> <p>同日に<u>数通の手形、小切手等の</u>支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金を</p>	<p>第7条（手形、小切手等による支払）</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当座預金払戻請求書（以下「払戻請求書」という。）</u>を使用してください。</p> <p><u>第8条（払戻請求書による当座勘定からの支払）</u></p> <p>① <u>当座勘定の払戻しは、届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。</u></p> <p>② <u>前項の払戻しの手続きに加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p>第9条（手形、小切手用紙） 省略</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。</p> <p>③手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

現行	変更後
<p>こえるときは、そのいずれを支払うかは当 行の任意とします。</p> <p>第11条（過振り）</p> <p>① 第9条の第1頁にかかわらず、当行の 裁量により支払資金をこえて手形、小 切手等の支払をした場合には、当行か らの請求がありしだい直ちにその不 足金を支払ってください。</p> <p>第12条（手数料等の引落し） 省略</p> <p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、 その請求があるときは、当行は自己宛小切 手を交付し、その金額を当座勘定から引落 します。</p> <p>第14条（印鑑等の届出） 省略</p> <p>第15条（届出事項の変更） 省略</p> <p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用 された印影または署名を、届出の印鑑 （または署名鑑）と相当の注意をもっ て照合し、相違ないものと認めて取扱 いましたうえは、その手形、小切手、 諸届け書類につき、偽造、変造、その 他の事故があっても、そのために生じ た損害については、当行は責任を負い ません。</p> <p>②、③省略</p> <p>第17条～第30条 省略</p>	<p>第11条（支払の選択） 同日に数件の支払をする場合にその総額 が当座勘定の支払資金をこえるときは、そ のいずれを支払うかは当行の任意としま す。</p> <p>第12条（過振り）</p> <p>①第10条の第1頁にかかわらず、当行 の裁量により支払資金をこえて手形、 小切手等の支払をした場合には、当行 からの請求がありしだい直ちにその 不足金を支払ってください。</p> <p>第13条（手数料等の引落し） 省略</p> <p>第14条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、 その請求があるときは、当行は自己宛小切 手を交付し、その金額を当座勘定から引落 します。</p> <p>第15条（印鑑等の届出） 省略</p> <p>第16条（届出事項の変更） 省略</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手、払戻請求書または諸届 け書類に使用された印影または署名 を、届出の印鑑（または署名鑑）と相 当の注意をもって照合し、相違ないも のと認めて取扱いしましたうえは、その 手形、小切手、払戻請求書、諸届け書 類につき、偽造、変造、その他の事故 があっても、そのために生じた損害に ついては、当行は責任を負いません。</p> <p>②、③省略</p> <p>第18条～第31条 省略</p>

○当座勘定規定（一般当座用）の改定（2026年4月1日以降）

現行	変更後
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替取引を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2頁以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。</p> <p>④ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p> <p>第14条～第30条 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替取引を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2頁以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。</p> <p>④削除</p> <p>第10条～第13条 省略</p> <p>第14条（支払保証に代わる取扱い） 削除</p> <p>第14条～第30条 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>